

四監委第49号  
令和7年8月12日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市監査委員 福田 裕  
同 永易正光  
同 成田芳律

令和6年度四街道市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和7年5月28日付け  
人第28号をもって審査に付された令和6年度四街道市内部統制評価報告書に  
ついて審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

令和6年度

四街道市内部統制評価報告書

審査意見書

四街道市監査委員

# 令和6年度四街道市内部統制評価報告書審査意見

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

## 第1 審査の対象

令和6年度四街道市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 第2 実施場所

行政委員会室

## 第3 審査の期間

令和7年5月28日から同年7月25日まで

## 第4 審査の着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

- 1 市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

## 第5 審査の主な実施内容

審査は、四街道市監査基準に基づき実施した。

なお、審査に付された評価報告書のほか、内部統制の整備・運用状況及び評価に係る資料について、必要に応じて関係部局に説明を求めるとともに、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見を活用し、審査を行った。

## 第6 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載の相当性については次のとおりであった。

- 1 市長による内部統制の評価の内容

### (1) 評価手続

評価対象期間	令和6年度
評価基準日	令和7年3月31日
評価対象事務	財務に関する事務
評価方法	「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に準拠して実施

### (2) 評価結果

評価基準日において有効に整備及び評価対象期間中において有効に運用されている。

## 2 評価手続きに係る記載の相当性

内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか、といった点に着眼し、評価対象期間、評価基準日、評価対象事務及び評価方法について、評価報告書に適切な内容が記されているか、及び記された内容をもとに適切に評価を実施したかを検討した。評価方法については、内部統制の不備の有無の把握、有効性の判断、重大な不備に当たるか否かの判断が適切に行われるものとなっているか確認した。

その結果、評価手続きに係る記載は相当であると認められた。

## 3 評価結果に係る記載の相当性

評価の過程において把握した不備が重大な不備に当たるか否かが適切に判断されているかに着眼し、内部統制が有効に整備・運用されていたかについて検討した。

その結果、評価結果に係る記載は相当であると認められた。

## 第7 審査意見

令和6年度の内部統制評価報告書において、運用上の不備の件数は、昨年度と比べ減少しているものの、同水準の件数が認められている。

今後も常に検証・見直しを行いながら、日常的かつ継続的な取組として発展させていく必要があるため、以下の点について特に留意されたい。

- 1 評価項目や運用方法等の見直しを行い、再発防止に努められたい。
- 2 より有効で効率的な「リスク管理シート」について研究を進められたい。
- 3 各課等において日常的にリスク対応策の実施状況等の監視、評価及び是正を行うとともに、モニタリング体制の強化を図られたい。
- 4 制度導入から4年が経過したことから、不足している人員を確保し、職員の負担が過度にならないよう配慮した上で、財務に関する事務以外についても、早期導入を検討されたい。
- 5 各部局が把握したリスクについて、統一的な判断基準のもと的確にリスク発現一覧へ反映されるよう、効果的な周知に努められたい。

## 第8 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、市長・副市長をはじめ職員一人ひとりが制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが重要である。

全庁的な内部統制の取り組みとして、制度の更なる周知のため、内部統制に係る研修の受講対象者を広げるなど、一層の充実が求められる。

今後、職員の法令遵守意識の更なる醸成に努め、市民の信用を失墜させる事案が発生することがないよう、引き続き内部統制の推進を図られたい。